

◇学習用パソコン操作体験会

操作体験会では、実際に県立学校で使用している機種を使って、「小テスト」や「高校の先生による授業」などの体験ができます。

下記日程で開催を予定していますので、ぜひご参加ください。

開催日程	開催場所	開催時間
11月23日(日)	武雄高校(武雄市武雄町大字武雄5540-2)	9:00~13:00
11月30日(日)	唐津南高校(唐津市神田字堤2629番地1) 有田工業高校(西松浦郡有田町桑古場乙2902番地)	9:00~13:00
12月14日(日)	致遠館高校(佐賀市兵庫北4丁目1番1号)	9:00~13:00
12月20日(土)	鳥栖商業高校(鳥栖市平田町1110番地8)	9:00~13:00

このほかにも操作体験会を開催する場合は、別途お知らせします。なお、日程については、中学校を通じてお知らせするほか、佐賀県のホームページでもお知らせします。

◇高校生 ICT利活用プレゼンテーション大会(プレ大会)

佐賀県立高校の1年生が、学習用パソコンを使用した日々の取組成果を発表する大会です。

高校で使用する学習用パソコンも展示します。実際に手に取って操作することができますので、ぜひご参加ください。

開催日程	開催場所	開催時間
12月7日(日)	佐賀市文化会館(大ホール)	13:00~16:30 (受付時間 12:30~)

電子黒板や学習用パソコンを用いた 『新しい学び』が進んでいます



佐賀県教育委員会では、本県教育の質の向上と一層の充実を図るため、平成23年度から、全県規模で「先進的ICT利活用教育推進事業」に取り組んでいます。

これまでの教育のよさは維持しながら、そのうえで電子黒板や学習用パソコンなどのICT機器を利活用した教育を推進することによって、生徒一人ひとりの個性や能力に応じた分かりやすい授業を実施できるほか、これからの国際社会で必須となる情報活用能力が育成できるなどの効果が期待されます。

このほかのよくある質問については、佐賀県のホームページで公開し、随時更新しています。
県庁ホームページ URL <http://www.pref.saga.lg.jp>
トップページ⇒「くらしと教育」⇒「育児・教育」⇒「佐賀県ICT利活用教育」

佐賀県の県立高校では、平成26度から全校で、ICTを利用した新しい高校教育が始まりました。

県立高校では、平成26年4月から、これまでの紙の教材と黒板を使った通常の学習スタイルに加え、**電子黒板や学習用パソコンを利用した学習スタイル**も取り入れた、新しい高校教育が始まりました。

そのため、平成26年度の1年生から自分の「**学習用パソコン**」を持参し、**活用**しています。

現在、県立高校で行われている授業スタイルや、平成26年度の高校1年生が使用している学習用パソコンの概要や購入手続などについては以下のとおりです。

電子黒板を使った授業の例(実習の動画を電子黒板に映し出して説明)

電子黒板
動画や音声、図版の拡大、マーカー等による強調が可能となります。
・興味や関心の高まり
・思考や理解の深まりなどの効果があります。



電子黒板と学習用パソコンを連携させた授業の例(自分の解答を電子黒板へ転送)



学習用パソコン
自分の理解の度合いや興味・関心に応じた学習が可能となります。
・知識の習得
・習得した知識の活用
・自らの考えを表現

家庭でも学習用パソコンを活用した学習ができます

【家庭での学習用パソコン活用のイメージ】

- 学習用パソコンで課題レポートを作成
- デジタル教材を使って明日の予習
- 学習用パソコンに搭載されている辞書を使って調べ学習
- 学校からの連絡事項を学習用パソコンを使って家族へ報告 など

さらに、家庭でインターネットに接続すると…

- 資格・検定試験に備えて学習ドリルに挑戦
- レポートを作成していく、分からぬことをインターネットで検索して確認 など



《参考》平成26年度の高校1年生が使用している学習用パソコンの概要

(1)新規購入の場合の支払い額

県教育委員会では、県立高校で使用する学習用パソコン(キーボード付のタブレット型パソコン)の仕様を指定しており、県立高校に入学するに当たっては、その仕様に適合する学習用パソコンの購入が必要です。

なお、県教育委員会が推奨する学習用パソコンを新規に購入される場合、購入時にお支払いいただく金額は**5万円**です。**5万円を超える額については、県で補助**します。

この学習用パソコンには電子辞書ソフト(英和、国語、古語)が組み込まれています。

また、学校の授業で必要な主なデジタル教材は、学校で準備しますので、これまで紙で購入されていた辞書や教材のうち、重複する部分は購入する必要がなくなるものもあります。

こうしたことから、高校入学時に学習用パソコンを購入するために新たに生じる負担額は、約3万円～3万5千円程度になるというのが標準的な事例です。

(2)平成26年度の1年生が新規に購入した学習用パソコンの概要

型番

富士通ARROWS Tab Q584/H 佐賀県学習用パソコン特別モデル



主な仕様

- Windows 8.1Pro
- 10.1型ワイドディスプレイ
- マイクロSDカード(64GB)
- 本体に内蔵可能なスタイラスペン
- 防水加工、3年間保証(定時制は4年間)
- ワード、エクセル、パワーポイント、電子辞書ソフト(国語、英和、古語)などを標準装備
- ウイルス対策ソフト及び不適切なウェブサイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトを実装など
- 取り外し可能なキーボード付き
- カメラ及び無線LAN内蔵
- バッテリー駆動時間 約15.5時間
- HDMI変換ケーブル

保証等

故障への保証

通常使用における故障への対応

【サービス】

引取修理(SupportDesk Lite/富士通)
※引取の連絡、受取り、修理完了後の返却については学校を通じて行います。

【保証期間】

全日制3年間、定時制4年間

【保証対象範囲】

パソコン本体、キーボード
※ただし、バッテリ・ペン・HDMI変換ケーブル・マイクロSDカードは1年の標準保証となります。

【適応基準】

一般的、正常な使用による故障を対象とします。

プラス保証

盗難、破損、水濡、火災、落雷、水害等への対応

【保証期間】
全日制3年間、定時制4年間

【適応基準】

プラス保証の適応については、学校などと協議のうえ決定いたします。

- 保証適応の申請は学校を通して行ってください。
- 保証適応には学校長の承認が必要となります。(盗難においては警察の盗難証明も必要となります。)
- 適応判断に疑義が生じた場合は、学校などを交えた協議をもって解決します。

※故意や重過失、無理な使用による故障の場合は、プラス保証の対象となりません。

お願い

県が指定する学習用パソコンと同レベルと認められるものを個人で所有されている場合は、学校に持ち込んで利用できます。ただし、学習用パソコンとして利用するためには、県立高校で使用するための各種設定が必要です。また、設定費用は実費でお支払いいただくことになりますので、持ち込みを希望される方は、必ず、事前に県教育情報課へご相談ください。

学習用パソコンの使用例

これは、佐賀県立 A高校の Bさんの1日です。

学習用パソコンは、学校でも家庭でも、このように活用されています。



朝の ホームルーム



自宅で (自宅学習)

- 学校の様子を家族に報告
- 授業中に分からなかったこと、間違ったことの復習
- デジタル教材を使って、明日の予習
- 資格・検定試験に備えて、学習ドリルに挑戦



自宅学習も
効率よくできて
便利です!

朝の ホームルームでは

- 学習用パソコンを使って、その日の授業や行事などのスケジュール確認
- アンケート機能を使って、進路希望調査を実施
- 電子版の新聞を使って、最新記事を読む

1 時間目 英語表現 I

授業では

- デジタル小テストの実施
教師の「はじめ」の合図でテスト開始
↓
生徒は学習用パソコン上で解答
↓
教師の指示で「提出」(テスト終了)

2時間目 世界史A

映像を使った授業で、理解度も深まります!

3時間目 化学基礎



4時間目 体 育



帰りの ホームルーム

帰りのホームルームでは

- 翌日の時間割や連絡事項を学習用パソコンで確認
- メッセージ機能で、担任の先生に進路の相談

6時間目 国語総合

○学習の振り返り

アンケート機能を使って
学習を振り返ります。

5時間目 数学 I



学習用パソコン購入の手続について

学習用パソコンは、県立高校での教育活動を行ううえで必要な教材です。所持しなければ教育活動に支障をきたしますので、入学までの間に必要な購入手続などを行ってください。

	~2月	3月中旬 (入学予定者説明会)	~3月27日 (予定)	4月初旬	4月初旬 (入学式)	5月末
① 購入前に振り込む			振込(5万円)	領収済振込用紙などの提示		県補助金・貸付金等は直接納入業者に支払います。
② 購入時に現金で支払う		購入申込書の提出		お支払い(5万円)		
③ 貸付利用による購入	① 育英資金 貸付申込(~10/17) ⇒内定通知(12月) ⇒引換券交付(2月) ② 学習者用パソコン購入費貸付 申請書配布(2月)	引換券の提出	貸付申込 ↓ 引換券交付	入学式の際に学習用パソコンをご持参ください。	補助金申請書の提出	

購入申込み

学習用パソコンの購入時にお支払いただいた金額は**5万円**です。(5万円を超える額については、県が補助します。)3月に行われる入学予定者説明会において、学習用パソコンの購入申込を行っていただき、4月初旬に各高校において販売する予定です。(学校ごとの販売日程は、別途お知らせします。)

お支払方法

パソコン購入代金5万円の支払いについては、次の3つの方法があります。

① 購入前に振り込む

⇒指定された金融機関への振込でお支払される場合は、3月27日(予定)までに振込(振込手数料は無料)を行い、購入日に領収済振込用紙の写しなどをご提示のうえ、学習用パソコンをお受け取りください。

② 購入時に現金で支払う(購入前振り込みができなかった場合)

⇒購入日に現金と引き換えに、学習用パソコンをお受け取りください。

③ 「①佐賀県育英資金の入学時加算金」または「②佐賀県学習者用パソコン購入費貸付金」を利用する

⇒皆様に代わって、県がパソコン納入業者に5万円の代金を支払い、後ほど皆様から県へご返還いただきます。いずれかの貸付制度を利用の方は、県が発行するパソコン引換券を購入日に提出し、学習用パソコンをお受け取りください。(その際、現金をお支払いただいた必要はありません。)

①佐賀県育英資金の入学時加算金

(パソコン代金も含む入学の支度金15万円。所得要件あり。卒業後に返還)

来年度高校に進学予定の中学生について、10月17日まで、育英資金の予約募集を行っています。育英資金の利用を希望する方は、中学校へ育英資金の申請について、ご相談ください。

②佐賀県学習者用パソコン購入費貸付金

(貸付額5万円。所得要件なし。在学中に返還(月2,000円の25回払))

中学校を通じて、貸付の申請書類を配布します(H27.2月予定)。パソコン購入費貸付金を利用しての購入を希望する方は、入学予定者説明会において申請書を提出してください。

補助金の申請手続

入学予定者説明会において、補助金の申請書を配布しますので、必要事項を記入し、入学式の際に各学校にご提出ください。

【補助金制度及び学習用パソコンの購入に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育情報課(0952-25-7222) kyouiku-jouhou@pref.saga.lg.jp

【①②の貸付制度に関するお問い合わせ先】

佐賀県教育庁教育支援課(0952-25-7223) kyouikushien@pref.saga.lg.jp



学習用パソコンについてよくあるご質問

Q. 学習用パソコンは自分で用意しないといけないですか?

A. ・高校では、教科書や副教材、制服など、個人が所有し使用するものについては、個人負担です。学習用パソコンについても同様です。

Q. 県指定の学習用パソコンを購入する場合、一括払いしか購入できませんか?

A. ・県教育委員会が推奨する学習用パソコンを購入される場合の支払いについては、「購入前に振り込む方法」または「購入時に現金で支払う方法」によって5万円を一括でお支払いいただく以外に、貸付制度による分割払いも準備しています。詳しくは5ページをご覧ください。
・また、生活保護世帯については、この学習用パソコンの購入に必要な費用は、保護費の支給対象になりますので、担当の福祉事務所へご相談ください。

Q. 学習用パソコンを忘れた場合は、授業は受けられないですか?

A. ・学習用パソコンを忘れてきた生徒に対しては、他の教材の場合と同じように、学習用パソコンを準備することや持参することの重要性など教育的な指導を行います。
・そのうえで、学校の予備機を貸し出すなど、授業に支障がないように対応します。
・充電が不十分な生徒への対応も同様です。

Q. 授業中に手が滑って破損した場合、補償はどうなっていますか?

A. ・個人の責任ではなく、不可抗力で破損した場合など、誰もが納得するような理由であれば、補償の対象となります。
・ただし、故意に投げたり、水濡れさせたりして破損した場合等は対象外です。

Q. 自転車での毎日の持ち帰りは故障が心配です。専用カバー等はありますか?

A. ・県で統一したカバーは用意していません。
・精密機械なので、カバーなどについては、手作りや、量販店での購入など、各家庭で準備してください。
・学校で専用カバーを指定される場合もあるので、注意してください。

Q. 部活動等で校舎外や学校外で活動することもあると思うのですが、盗難防止策はどうなっていますか?

A. ・学習用パソコンに限らず、従来から各学校では、貴重品などの管理、移動教室などの際には、教室に施錠するなど、管理には十分注意しています。
・放課後の部活動参加時などには、貴重品等の管理と同様、基本的に自己管理となります。

Q. 家庭学習のために、新しくインターネットを契約する必要がありますか?

A. ・授業の中で使う教材で、家庭学習等でも必要な教材は、すべて学校でインストールすることになりますので、インターネットに接続することなく、家庭学習することができます。
・インターネット環境がある家庭では、インターネットによる調べ学習が可能ですが、家庭においても適切なサイトへのアクセスは制限されます。

Q. 子どもが不適切なインターネットサイトにアクセスしたり、「SNS」や「通話メールアプリ」などを使って犯罪に巻き込まれたりしないか心配ですが、その対策はどうなっていますか?

A. ・学校や保護者の皆さんからの要望もあり、学習用パソコンには、子どもが安全・安心に使えるように、不適切なインターネットへのアクセスを制限するフィルタリングソフトやウイルス感染を防ぐウイルス対策ソフト、そのほか、学習用パソコンを紛失した際にパソコンのデータを保護するソフトの導入や学習に不要な機能を、機械的に使用制限するなど、セキュリティに係る対策を行っています。